
令和6年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和6年6月18日(火曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員(12名)

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史

住民課長 野田 幸二
福祉課長 佐伯 剛美
管財課長 矢野 量久
上下水道課長 前田 友博
社会教育課長 竹下 健一

健康課長 水野 治也
環境課長 石川 和男
都市整備課長 藤木 義和
学校教育課長 川畑 廣典
こどもみらい課長 入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、一般質問に入ります。

通告に従って質問をお願いします。

通告番号4番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。皆さん、おはようございます。

北部九州も梅雨入りいたしまして、じめじめした日が続いておりますと昨日作った原稿には書いておりましたが、今日はちょっと朝からいい天気だなということで非常にいい気持ちで臨んでおります。

昨日は原田小学校5年生による毎年恒例の田植えがございまして、私もCSでお手伝いに行っ
てまいりましたが、女性の校長先生自ら田んぼに入られまして子どもたちに指導して、そこもう
ちょっと深く植えるとよとか指導されていまして、昨日、折居教育長が力説されておりました
4つのアクセス。やはり学びたいときに、学びたい場所で、学びにアクセスするのをまさにアク
セスされているという現場を目にしたところです。

近所の農家さんとかも来られたんですけど、勉強になるなと、やはり学びの場になってるなと
いうふうに思ったところです。

こういうこと1つ1つが、昨日教育長さんが言われていた、行きたい学校、会いたい仲間、参

加した学びを実現していくというふうになるというふうに思った次第です。

本日の質問でございますが、第7次宇美町総合計画で示されました宇美町の将来像、～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～を実現するためには、多様化する行政ニーズに対応するために、持続可能な行財政運営が必要であり、財政基盤の確立が急務です。

本日は、今後の町の行財政運営についてお尋ねします。

まず、当町の現在の財政状況についてお尋ねします。令和6年度一般会計当初予算において、歳入で5億3,000万円余りの財政調整基金繰入金が計上されております。昨年度の当初予算では2億9,000万円ほどでしたので、約2億4,000万ほどの増となっております。また、今議会で計上されました補正予算ではこの額は増加しております。

歳入は最小で、歳出は最大で計上するという会計の原則がありますので、この基金繰入金は予算の計上時の歳入財源の不足を補うものであると理解しております。

前年度までは決算時まで基金の取り崩しが解消されておりましたが、基金繰入金が増えますと基金の積み戻しができずに、結果的に基金残高が減少することにつながります。まずは、今年度の当初予算における基金繰入金増加の要因についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。企画財政課のほうからお答えいたします。

令和6年度の当初予算の編成におきまして、先ほど議員が言われましたが、正確に言いますと5億2,803万3,000円の財源不足が生じまして、同額の財政調整基金を取り崩すこととなっております。

また、今、議員が言われましたように、補正予算1号におきましても2,900万円ほどの繰入金を計上させていただいていました。

この当初予算におけます5億3,000万ほどの額につきましては、ここ10年間の中では最大の取崩額となっているところでです。

この要因についてですけれども、税収をはじめとした歳入額のほうは増となっております。しかしながら、給与改定等に伴います人件費の増や障害者自立支援給付費などの扶助費の増、それから後期高齢者医療特別会計などへの繰出金の増などによりまして、増えた歳入額以上に歳出額が増となったことにより不足額が多大な金額になっているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

分かりました。

それでは次に、令和4年度決算において、経常収支比率、あと財政力指数が前年度と比較して悪化しております。経常収支比率は人件費、扶助費等の毎年経常的に支出される経費に充当される地方税、交付税等と毎年経常的に収入される一般財源、これは使途が特定されていない収入に占める割合を示すもので、これが100%に近づくと財政に余裕がなくなり、例えば災害とか突発的な対応ができなくなり財政の硬直化を招きます。

また、財政力指数はルールに基づいて基準財政収入額——これは標準的な税収入など、割るの基準財政需要額——行政運営に必要な経費で算出されますが、1に近づくと財政に余裕があるものとされております。この数値が低下しているということはイコール財政力が低下しているということになります。これらの数値の悪化の要因についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

この要因についてでございますけれども、令和4年度の経常収支比率につきましては90.9%となっております、令和3年度に80%台に物すごく久しぶりになったところですが、また90%台に戻っているという状況です。

この要因につきましては、もう皆さん御存じのとおり物価の高騰などによりまして物件費が増になったというのが一番の要因です。それから、財政力指数につきましては0.59で糟屋地区の中で最も低い数値となっているところです。

町の歳入については、町税とか分担金及び負担金のような自主的に収入できる財源であります自主財源、それと地方交付税や国・県支出金など定められた額を交付されたり割り当てられたりします依存財源に分かれています。財政力指数が今回低くなっている要因につきましては、当町のほうが依存財源に頼った財政状況になっているというところからになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

非常に分かりやすい説明です。ありがとうございます。

次に、近隣の糟屋地区の財政状況との比較についてお尋ねします。先ほど出てまいりました経常収支比率、財政力指数、それから基金残高、地方債の状況の宇美町との比較についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、糟屋地区との比較というところで、糟屋地区の市町の中でも当町と人口や産業構造等が類似しています志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町との比較というところで、令和4年度の決算の数値で回答させていただきたいと思います。いずれにしても宇美町、この中では上位のほうにはあまり入っていないという状況にはあります。

最初に経常収支比率でございますが、宇美町は先ほど言いました90.9%でございますが、数値が一番いいのが粕屋町の87.9%になります。この後、新宮町、志免町、宇美町と同率で須恵町そして篠栗町の順番となっています。

次に財政力指数ですが、この財政力指数といいますのは3か年平均での公表となっておりますので、最新で令和2年度から4年度の平均値でお答えするということになりますが、先ほど議員のほうが言われましたようにこの指数は1に近いほど自主財源の割合が高いことを示すということになります。当町は小数点以下3桁までいきますと0.594でございますが、一番高いのが新宮町と粕屋町が同じ数値で0.861、この後志免町、須恵町、篠栗町、宇美町の順となっています。

次に基金残高でございますが、当町の基金残高は32億6,000万円でございますが、一番多いのは新宮町の82億9,000万円でございます。この後、志免町、粕屋町、須恵町、篠栗町、宇美町の順となっています。

最後に地方債残高、つまり借金の状況でございますが、当町は94億6,000万円でございます。これは少ない順でいきますと、一番が須恵町で72億9,000万円、この後、篠栗町、宇美町、志免町、粕屋町、新宮町の順となっています。

これらの数字を見ますと新宮町、粕屋町、志免町は当町よりも地方債残高は大きい状況にございますが、基金残高や財政力指数、経常収支比率から分かるように、自主財源が多く、投資的経費、つまり自由に使える財源が多い状況となっているというのが伺えます。

一方、当町は基金や自主財源が少ない割に、地方債残高が大きく、国からの普通交付税等の額次第では、今後も基金の取崩しに依存する予算編成が続いていくというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

今、基金残高の話が出ましたが、これは家計に例えれば貯金に当たるものと思うんですけど、基金が少ないというのはまだまだ宇美町、貯金が少ないと。ちなみに、志免町は72億、須恵町

でも49億基金があります。宇美町は32億ですので、志免町の半分より少ないという状況となっております。

基金も自主財源も少ない宇美町は財政的に他町より厳しい状況であるのかなというふうに思うところです。

それでは、続きまして、今後の財政見通しについてお尋ねします。

宇美町は糟屋地区の最南端に位置しており、地形あるいは地域的特性は他町とは状況が異なる部分があると思います。宇美町の財政的な特徴と今後の課題についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、財政見通しというところで、今回は宇美町の財政的特徴と今後の課題ということで

す。

当町の特徴としましては、昨日もお話を少しさせていただきましたが、65歳以上の高齢化率が約3割と非常に高く、糟屋郡内の近隣町と比較しましても高い水準にございます。したがって、医療費の増加が今後も続くことが予測されます。また、これに加えて、子育て支援に係る施策も充実させていく必要がございますことから、今後も扶助費の大幅な増が見込まれているところでございます。

また、他町に比べまして、公共施設の数が非常に多くなっておりまして、これに比例して当然ながら老朽化が進む公共施設が多くなっているというところで、大規模改修や維持補修に多額の予算が今後必要になってまいりますので、計画的に事業を実施していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

他町に比べて宇美町は高齢化率が高く、また、後期高齢者の医療費が高かったりとか要件がございす。扶助費は今後も増加するというふうに思うところです。

また、宇美町、小中学校が8校ありまして、例えば隣の志免町は人口は宇美町より多いにもかかわらず6校体制であると。逆に言うたら、当町、これまで教育に力を入れてきた結果かなと思うところですけど、逆にそれだけコストがかかる結果になっているということになるというふうに思います。

それでは次の質問ですが、今後第7次総合計画に沿って町の事業を推進されると思いますが、その裏づけとなる財政基盤が必要であると思います。今後の財政シミュレーションについてお尋

ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

今後の財政シミュレーション、要は財政の見通しということになりますけども、先ほど回答した内容に加えまして歳出では全国的に人件費の増、それから物価の上昇によります人件費、物件費の増が今後も想定されているところでございます。歳入の面から見ましても、ここ数年増収となっておりました町税につきましては、今年度債権管理がスタートしたことなどによりまして今後も若干の増収が続くんじゃないかなというふうに見込んでいるところでございますが、交付税などの依存財源のほうは国の地方財政対策などを見ても、どうしても見通すことが難しいという状況になっています。

こうしたことから厳しい財政状況が続くことは予想されますが、1つの目安と当町でしております災害などの緊急の財政出動への備えとして財政調整基金を標準財政規模の20%以上確保すると、このためにも、今後も職員全員で総意工夫しながら予算の編成、執行をしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

分かりました。

続きまして、今後の行財政運営についてお尋ねします。

まず、今後重要になってくるのが自主財源の確保であろうと思います。ふるさと納税については新たに企業版ふるさと納税が創設され、また昨年5月に実施された行政機構改革の目玉の1つでありました税等の収納に特化した収納対策室も創設されており、積極的な姿勢が伺えます。今後の歳入財源確保の考えについてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

今後の歳入財源確保の考え方でございますが、引き続き町税の収納の強化、それからふるさと応援寄附金の増額を図るためのPRに力を入れていきますとともに、国・県の補助金や交付税措置のある地方債の活用を行ってまいりたいと思っています。

また、少しでも歳入増につながるということで、本年度から基金運用の一環としまして、会計課と協議を行いながら利率の高い債券の購入をもう既に始めているところでございます。

いずれにしても、交付税等依存財源の収入が非常に不透明であるということを考えると、確実であります自主財源の確保により一層力を注いでいくべきだと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

ありがとうございます。一時期、宇美町は基金を取り崩して財政運営を行っていた時期があって、これまでも財政の健全化に取り組んできました。今後も時代に即した対策が必要というふうに考えるところです。

宇美町が取り組んできた今までの行財政の取組と今後の対策についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

これまでの取組と今後の対策ということで、ここでは記録に残っているもののみということになりますが、当町におきましてこれまで行ってまいりました財政健全化の取組について御説明をさせていただきますが、少しボリュームがありますので時間が少しかかると思います。よろしくお願いします。

まず、歳入の確保策といたしまして、平成２１年度から公共施設の使用料等の改定をはじめ、ごみ処理用の指定袋等の手数料の改定など、使用料・手数料の見直し、これを定期的を実施するようにし、平成２０年度決算ベースと比較いたしますと、平成２８年度までに２億５，７６１万３，０００円の効果がこのとき表れております。

次に、歳出の削減策のほうになりますが、平成１８年度から平成２３年度までの間で特別職の給与、職員の給料、管理職手当につきまして数％のカットを実施。また、非常勤の職員の雇用人数の見直し等を実施いたしまして人件費の削減を行っております。また、平成１８年度からの給食調理の民間委託や平成２０年度の旅費及び費用弁償の額の見直し、それから平成２１年度には各種団体補助金の一律４％カットをはじめといたしまして、各種事務事業の見直しを行ってきた経緯があります。

さらに平成２３年度からは、これは役場内での取組になりますけれども、枠配分予算編成というのを導入いたしまして、これにより各課が自らの権限と責任で予算を編成し、各課の判断で不要な事業を廃止、その財源を新規事業に回すことが可能になったことから財政状況や事業コストに対する意識の向上につながりまして、枠配分予算編成を実施いたしました平成２３年度から２５年度までのこの３年間で基金を６億９，５９２万７，０００円積み戻すことができております。

しかしながら、社会保障経費や公共施設の老朽化等に伴う普通建設事業費の増加などによりまして、歳出計上額が年々増加していったこともありまして、平成28年度当時、基金総額が近年では最低の13億4,000万円まで落ち込み、基金の取崩しに依存した予算編成が続いていた当町におきましては、このままだと数年後に当初予算の編成ができなくなるのではないかと、いう危機的状況に陥っておりました。

そこで、4年間を計画期間としました宇美町財政改革推進プランを策定いたしまして、サマーレビューを中心とした行政改革によるコスト削減などを行い、結果最終年度には基金総額を22億円まで増やすことができています。その後は普通交付税の増や町有地の売却などで歳入が伸びたことによりまして、令和5年度末には基金総額が36億7,000万円となっているところで。

今後につきましては、費用対効果等を検証しながら限りある財源を効果的かつ効率的に活用していくことで行政サービスを低下させることなく、「このまちが、いい。」と言われるまちづくりのため、持続可能な財政運営に向けて健全な財政基盤の構築を目指していきます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

今説明ありました平成28年当時、基金総額が13億円まで落ち込んだというときは私も職員でしたが、今日は答弁されています工藤課長が中心となりまして、宇美町財政改革推進プランを4か年実施して現在、基金残高が32億円と、よくぞここまで回復したと思うぐらいの状況になっております。まだまだ他町並みとは言いませんけれども、今後も堅実に運営をしていただきたいというふうに思うところです。

それでは、最後に町長にお尋ねします。

第7次総合計画では6つの基本目標、6つの町の目指す姿が示されております。町長は、～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～の将来像をどのように描いてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

第7次宇美町総合計画の将来像、～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～を実現するためには、まずは先ほどから御質問、また答弁にありますように財政基盤の強化が大変重要であるというふうに思っております。社会保障費が増え、公共施設の老朽化等に伴い普通建設費事業の増加が起こっております。歳入の確保、歳出削減をこれまでも続けてまいりましたけれど

も、これはこれからも鋭意努力して行っていく必要があると思っています。財源確保の新たな取組といたしまして、昨年度から企業版ふるさと納税の取組を開始し、企業の方々から御支援をいただくべく、私自身が企業を訪問するなど、セールスを行っております。

また、個人版のふるさと納税につきましても大変貴重な財源であることは言うまでもございませんが、様々な理由により寄附額が減少しているというのが現状でございます。

しかし、このまま指を加えているわけにはまいりません。まず担当課に指示をいたしまして名刺サイズのPRカードを5万枚作成して全職員に配布いたしました。職員みんなが宇美町のセールスマンであるということを自覚して、一人一人が財源確保に取り組むということを課長会でも度々指示をしておるところでございます。あらゆる場で町の良さや施策をPRし、賛同していただくということ、公私ともに町外の方と会うときにはこの寄附金についてもお願いするということにしております。議員各位もぜひ名刺交換等の際にはPRカードと一緒に渡していただければというふうに思っています。

加えて6月28日には、ふるさと応援寄附金の職員向けの説明会を開催いたします。職員が町のセールスマンである以上、制度をしっかりと知る必要がございますので、制度の仕組みを再確認するとともに、新しい返礼品の提案や寄附金を増やすための意見交換を行うものでございます。できる限り努力を全職員とともにしてまいるという気持ちでおります。

また、民間の方とも私もよくお会いしまして、先日も民間放送局の方とお会いしまして返礼品の開発についてぜひ協力をしてくださいというふうなお願いもしております。やはり、行政だけの知恵それに加えて民間の知恵も加えて、返礼品の新しい開発等々ができればなというふうに思っております。

また、町の貴重な財源である税収を確保するために昨年7月の機構改革で収納対策室を設置して、組織体制の強化を図っております。令和5年度の現年度分の収納率は99.1%、前年度比0.2ポイントの増、収入額でも全体で7,340万円ほどの増収となっており、早速効果が表れているところでございます。

今後も自主財源確保に向け、さらなる財政基盤の強化に努めてまいります。

御質問の総合計画の将来像～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～を実現するには、何よりも現在宇美町に住んでいる町民の皆さんにこの町に住んでいてよかったと、この町に住み続けたいという自信を持って、また宇美町に住んでいることに誇りを持って住んでいただけるような施策を展開していくことが最も重要であるというふうに考えています。

引き続き、町民の皆さんの満足度を上げていく努力をしてまいりたいと思っているところでございます。町民の皆さんからこの町に住んでよかったと思っただけの町になれば、町外にもその宇美町の良さが伝わり、交流人口も増え、また町の賑わいも生み出すことになります。そう

することで、転入者も増え、さらに活気ある町になるものと確信をしております。

私は宇美町は非常に活気あふれた町だというふうに思っています。例えば、し〜ず・うみの利用者数を見てもそうですし、これまで実施しております町民提案自主事業の数、また内容を見ても分かりますが、様々な方々、様々な主体がそれぞれに町民活動を行っており、生き生きと生活をしておられます。こんな町は福岡都市圏を見てもなかなかないというふうに私は思っております。そういうふうに思っておりますし、こういう町民活動の数、質を見ても、福岡一ではないかなというふうに私自身、誇りを持っておるところでございます。

また、イメージとしまして、粕屋町や新宮町が大きく人口を伸ばしているというふうに思われがちでございますが、確かに地の利もありますしポテンシャルも高いというふうに思っておりますが、10月1日を基準日としました直近1年間の住民基本台帳人口では、社会減少いわゆる転入転出の数は宇美町はプラスですけれども粕屋町、新宮町はいずれもマイナスとなっております。しかも、宇美町は2017年から継続して転入者が転出者を上回る転入増が続いております。これは先ほど申し上げました町民が宇美町に住むことに誇りを持ち、生き生きと生活をしていることが町外の方に伝わって転入を促しているのではないかなと思っております。

また、この町の勢いを増していくためには、みんなで決めた総合計画を確実に推進していくことが大切であろうというふうに思っています。特に、総合計画の重点方針にも掲げております子育てしやすい町の実現に向け、町の将来を担う子どもたち、子育て世帯に向けての施策に重点を置く必要があるというふうに思っています。直近では、今年4月から宇美町こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添うワンストップ相談窓口を開設いたしました。

また、子ども医療費助成制度の拡充を行ったことは御承知のとおりでございます。さらに今後やりたいこと、やらなければならないこととして、子どもたちの学力向上へ向けた取組はもとより、何らかの理由で学校に行けていない子どもたちへの対応等々がございます。

いずれにしても、財源を確保しないとそのやりたいこと、やらなければならないことができないわけございまして、宇美町の現状を正しく把握して、顕在化したニーズに加えて、潜在的なニーズにしっかりと布石を打っていくということが重要であると考えております。

令和4年の宇美町議会の3月定例会、いわゆる初議会の際に申し上げたと思っておりますけれども、その政策が町民のためになっているのかということをこの1点で私は仕事を進めていきたいというふうに申し上げました。必ずや町民の皆さんの期待に応えられるよう、公約の1つ1つをスピード感を持って実現していきたいというふうに思っております。引き続き、町民の皆さんの意見を聞きながら選択肢を見極めた上で、果敢に実践していくことを改めてお誓い申し上げて、今回の答弁とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。他町の議員から、宇美町の企業版ふるさと納税、頑張っておりますねと話を聞いたことがあります。町長自らトップセールスされて、ブレーンも自ら足を運んでであるという話も聞きまして、町長の最大の特技というか特徴でありますコミュニケーション能力ですね、フル活用されているというふうに思うところです。どうかよろしくお願いします。

あと、職員みんなが町のセールスマンという話を聞いて、以前、私、ちょっと話したことあるんですけど、私、実はシーホークで結婚式を私事ですけど、しまして。そのとき、当時親会社のダイエーの経営が傾いておりまして、ホークスの球団、ホテル、福岡ドームの黒字化を図っているという時期でございまして、ブライダルを担当の方やマネジャーさん、板前さんとか、全職員がダイエー戦のチケットとか宴会・ホテル利用で営業されていたというのを思い出します。そのホテルで宴会してもらったらホークス戦のチケットありますとか、そういうふうな営業されていたわけですが。それからもう四半世紀経って、ホテルとか球団の経営も変わりましたが、私たちがいまだに利用してます。それは、そのとき受けた職員の方が非常に印象がいい、一生懸命されてるところで長い付き合いになったというのもございます。

今後、職員一丸となった取組に期待したいというふうに思います。

それから、ふるさと納税の名刺サイズのPRカードも非常にいいアイデアだと思います。我々もいただいておりますので、次は、名刺を作るシートとかがあれば、それで全職員、全議員も同じ名刺作って、QRコード、そこからログインできると、いろいろあると思いますので。あと、町のパンフとか、これ丸山議員も言うておりましたが全部PRするようなところをつけるとか。そういったいろんな取組ができるのではないかなと。イコール営業活動ということになるんじゃないかなと思います。

それから、企画財政課長が説明してましたが、基金を運用して国債を購入するというのも非常に、今まで宇美町やってなかった取組で、これは何もしなくても収入が見込める。何もしなくてもというわけじゃないですけど、収入が見込めるというところで、新しい試みも期待してるところです。

収納対策室も着実に成果を上げております。まだまだ宇美町は財政基盤が盤石とは言えませんが、今後も歳入財源、自主財源の確保に尽力していただきたいと思います。私たち議会もできることは協力したいと思います。よろしくお願いします。

また、総合計画で触れられましたが、限られた財源ですので、事業の取捨選択、焦点化を図って、町長が言われる子育て世帯に向けた施策に重点を置くというのはやはり一番重要なことじ

やないかなというふうに思います。

さっき触れられた人口の話、人口減少というのは全国的な話なので、その増減について一喜一憂してしまいましたが、人口構成からいって高齢者が多ければ自然減になるのは当たり前の話だと思います。町の施策の評価は、町長が今言われました転入転出のいわゆる社会的人口の増減で判断するということになるんじゃないかなと思うところです。そこから言えば、転入増が続いております今の宇美町の施策の方向性は間違っていないというふうに思うところです。今後もさらに、町の活性化と社会的人口の増に向けて推進していただけたらというふうに思います。

第7次宇美町総合計画で示されました宇美町の将来像である～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～を実現し、未来の宇美町がより一層活気ある町になりますことを祈念いたしまして、一般質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

2番、安川議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号5番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

日本共産党の鳴海圭矢です。気になるニュースを見まして、民間の有識者会議が消滅可能性自治体というリストを公表いたしました。最終的に消滅する可能性が高いという自治体をリスト化したもので、これが全国の全体の4割、744市町村がこれに当たると推計したものです。消滅可能性自治体というのは非常にセンセーショナルなタイトルですけれども、一体どういう根拠でこのシミュレーションされているのかというと、20歳から39歳の女性の人口が2050年までに半数以下に減る。こういった自治体を消滅可能性自治体としてリスト化しているということですが、私これを見て、本当にこれ考え方としてこれ妥当なのかなというのは非常に疑問に思いまして。というのも、人口が減少していくというのは非常に複雑な要素が絡み合うものでして、その地域その地域の事情なんかも絡んでくるわけで、なぜ若い女性の減少が自治体消滅の指標になっていくのかということについて批判も出ているそうです。

もし、これ、子どもを産むのが女性の役割だと言いたいのであれば非常にこれは古い価値観だなというふうに言わざるを得ません。地方自治体の専門家からは自治体に責任を転嫁せずに、政府が何をするかが鍵だと、こういう指摘もあります。子どもを産むか産まないか決める自由を保障した上で、希望する人が安心して子育てできるようにすることが政治の役割で、責務ではないのかというふうに思います。

人間というものは人口増の手段ではないんだということを強く訴えたいと思います。何より大

切にしなければならないのは、生まれてきた子どもたちが、自分は大切にされていると思えるような、そういう社会であること。どんな生き方を選択しても自分らしく生きられる、そういう社会にすることが大事じゃないかなと。

今回一般質問で、こども誰でも通園制度のことを質問しますけども、通告の順番がP F A S（ピーファス）の問題なので、まず最初にP F A Sの問題を質問したいと思います。

安心して生活できる環境は非常に大事です。環境といえば、今ニュースになっているのはP F A Sの問題。P F A Sとは一体何なのかと。P F A Sというのは有機フッ素化合物の総称であります。人の健康の保護の観点からP O P s（ポップス）条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質となっております。ちなみに、有機フッ素化合物があれば無機フッ素化合物もあります。こちらは虫歯を予防する効果があるということで歯磨き粉なんかに添加されておりますが、これは今回触れません。今回触れるのはあくまで有機フッ素化合物のことです。

P F A Sのうちに、P F O S（ピーフォス）とP F O A（ピーフォア）というものがあって、これらは水や油をはじき、熱に対して安定的な特性があることから、消火剤やフライパンのコーティング剤などに使われてきました。しかし、人体に蓄積しやすいということで発がん性のほかに、出生時の体重に影響するのではないか、こういう指摘もなされております。自然環境中ではほとんど分解されずに永遠の化学物質とも呼ばれ、自然由来はあり得ないとされております。

国内でも2021年までに法令で製造と輸入が原則禁止されました。21年度に実施した河川や地下水の調査では、31都道府県のうち13都府県、81地点で暫定的な目標値を上回る高い濃度が検出されました。

また、大阪のほうでは、ダイキン工業淀川製作所の元従業員の血中P F O A濃度を調べたら国の平均値の298倍の量が検出されたという話で。九州で言いますと沖縄の米軍基地や自衛隊で使われていた泡消化剤に含まれ、これまで訓練や流出などで地下水や土壌を汚染してきた可能性が指摘されてきましたが、汚染が確認されていた基地周辺以外の市町村や離島の土壌で高い値が検出された、こういったこともニュースで報じられております。

このように、今、全国的な規模でニュースになっておりますこのP F O Aの問題ですね。では、この宇美町では一体どうなのかということで。果たして宇美町の環境にP F O Aはどういった影響を与えているのかということで、環境というものは日々変化するものであって、当町の環境に化学物質などがどれぐらい影響を与えているのか。常に最新の状況を把握しているべきだと考えております。当町では、どういうふうにこういったものを把握されているのか。まず質問したいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。まず、P F A Sによる影響についてということでございますので、まず水に関しまして、上下水道課より答弁させていただきます。

昨年度におきまして、厚生労働省よりP F O S及びP F O Aの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について通達がっております。その中で、水道原水または給水栓水中のP F O S及びP F O Aについて、水質検査の実施を検討するように通知がっております。

これを受けまして、早々に障子岳浄水場及び山の内浄水場の原水におけるP F O S、P F O Aの水質検査を実施したところでございます。併せまして、受水しています福岡地区水道企業団における検査結果の確認も行いまして、結果といたしましては、国が定めております水質管理目標値50ナノグラム以下を大きく下回っていたことから化学物質による影響はないと判断しているところでございます。

また、本年度におきましても引き続き水質検査項目に含めまして確認、そして結果の公表を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

大気につきましては環境課が回答させていただきます。

環境省が実施している化学物質環境実態調査におきまして、大気の調査が行われております。この調査はP O P s条約の対象物質などの環境実態を把握するために実施する全国的な調査となっておりますが、有機フッ素化合物における基準となる数値の設定はございません。継続的なモニタリング調査となっております。

国が公表している最新の測定結果、こちらは令和3年度実施分になりますが、全国の中央値が2.3ピコグラムパー立方メートルに対しまして、福岡県では0.76ピコグラムパー立方メートルとなっており、他県と比較しても低い数値となっているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

ただいま課長のほうから答弁いただきまして、きちんと厚生労働省から通達を着て、それに基づいて検査がなされているということ。それによって、今、国の基準に照らしては安全だということが裏づけをもって確認できましたので、私も今のところは一安心と。市民の皆さんに対して

も、宇美町の水は安全だと、大気についても安全だということを確信をもって訴えることができます。大変重要なことが確認できたなというふうに考えております。

それはそれで一ついいとして、もう1つ気になる点としては、P R T R制度というものがございまして、有害性のある化学物質が事業所から環境——大気、水、土壌へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に届け出るという制度がありますけれども、町は町内事業者の届け出内容について把握しているのでしょうか。また、基準値を超えていた場合、町としてはどういった対応をしていくのか。この点について質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

町内におけるP R T Rの届出事業者数は6事業者となっております。この届出は福岡県が受付窓口となり、国に提出され公表する仕組みとなっております。町においても届出事業者における年間の排出量などの把握は行っているところでございます。

次に、基準値を超えた場合の対応となりますが、P R T Rは化学物質排出把握管理促進法に基づく制度でございまして、事業者は化学物質の排出を把握していただきながら自主的な管理を行っていただくことを目的としております。したがって、この法律に基づき行政による立入検査など、排出量削減のための規制的な措置を講じるものではございません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

すみません。先ほどの答弁についてもう少し詳しくお伺いしたいんですけれども、法に基づくところによると行政による立入検査など、排出量の削減のための規則的な措置を講じるものではないということでしたけれども、ここをもう少し分かりやすく具体的にお答えいただきたいんですけれども。つまり町として、そういった大量のP F A Sが確認できた場合に、実質的にできることってというのはあまりないという解釈でよろしいのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

この御質問の有機フッ素化合物ってところに特化した回答になっておりますけれども、水質、飲み水に関する基準というのはございますが、その他国の定めるような基準というのが全くございませんので、そういったところで法的な規制がないということになります。

ただ、この有機フッ素化合物以外のもの、大気汚染防止法であったり水質汚濁防止法、環境基準というのがございますので、そういったところの基準値を超えた場合は関係機関、国・県そういったところと連携しながら対応していくというような流れになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

そうなんです。今、ちょっと答弁にもありましたとおり、基準が——法に定められてある基準値というものがない、私も質問で基準値を超えたらどうするかと聞いているけど、基準値が定まってないところもあるということで。そういったところからも、今の日本のそういった化学物質の規制に対する法整備というのは大きく立ち遅れているんじゃないかと言わざるを得ないわけです。日本のPFAS規制の実態というのは、海外に比べても非常に緩いものとなっていると。こういうことをやっぱり指摘せざるを得ないわけなんです。

例えば、どういうところが遅れているのかというと、例えば、アメリカでは国内の飲み水に含まれる濃度をPFOSとPFOA、それぞれ1リットルあたり4ナノグラムに厳格化しているわけなんですけども、日本の暫定指針値では両物質を合計して50ナノグラムまではオーケーですよということで決めているので、アメリカの4ナノグラムと比較した場合、やっぱり日本はちょっと基準緩いんじゃないかなというふうに思うわけなんです。これだけ汚染が全国的な広がりを見せているにもかかわらず、ちょっとこれは国の対応が遅いなというふうに思います。

水質も先ほどおっしゃいましたけど、暫定指針率にとどまって。そういった健康への影響についても、政府は確定的な知見はないという立場で血中濃度の基準値もないそうなんです。こういったことで、住民の健康不安に対して対応できるのかというふうに懸念をするわけでありま

す。

こういった昨今の情勢を鑑みて、国に対しての規制強化というのを町から訴えてもいいんじゃないかなと思うわけなんですけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

国につきましては、令和2年4月にPFOSとPFOAを水道水の水質管理目標設定項目に位置づけまして、当時の科学的知見に基づきPFOSとPFOAの合算値を1リットル当たり50ナノグラム以下とする暫定目標値を定めております。この目標値につきましては、体重50キログラムの方が水を生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であ

れば健康に悪影響を生じないと考えられる水準をもとに設定されたものでございます。

この暫定目標値と先ほど申されましたアメリカなどの諸外国による目標値の差につきましては、既に環境省と厚生労働省とが連携いたしまして、最新の科学的知見に基づき、専門家による目標値の設定について検討が進められているということでございます。

そのようなことから、国に対して規制強化の呼びかけを行うことは現在考えておりませんが、引き続き国の動向を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

この指針については検討されているという答弁でありましたが、私は予防原則の考え方に立つべきではないかなと考えております。予防原則とは何かといいますと、科学物質や遺伝子組み換えなどの新技術に対して環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがある場合、科学的に因果関係が十分証明されていない状況でも規制措置を可能にする制度や考え方の中で、これについては厳しいんじゃないかということで否定的に見る方もおられますけど、日本というのは歴史的に数々の公害を体験したわけで、私はこの考えを重視するべきだというふうに考えております。

この場を借りて私は強く訴えたいのですけども、町民っていうのは職員の皆さんが頼りなんです。かつては、アスベストっていうのは耐久性とか耐熱性、耐薬品性、こういったものの特性に非常に優れて安価であるために奇跡の鉱物として重宝されてまいりました。様々な用途に使われてきました、建築材料、電気製品、自動車とか、いろんな用途に広く使用されてきました。ところが、1970年代に入り人体の有害性が指摘され始めて、吸い込むと中皮腫などの原因になる。これは皆さん御存じかと思います、現在は製造禁止です。

これはアスベストに限った話じゃなくて、過去に何度もあったわけですが、要するに価値観が変わるんです。要するに、今まで無害だと思われていたものが、実は問題があった、健康に有害だということが分かった。それは、科学が発達していろんな新しい発見が生まれる中で、ある意味仕方がないことなんですけども。問題は、今まで無害だと思ってたけど実はその危険性が指摘された後にどうやって対応していくのか、これが一番重要じゃないかなと思います。

行政の不作为にならないように、時代や状況の変化に機微に反応できると、的確に対応できると、そういう宇美町であってほしいと私は思います。町民の健康、命の安全は職員の皆さんの双肩にかかっているんだ。このことを訴えまして、私の最初の質問を終わりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから 11 時まで休憩に入ります。

10時52分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。9 番、鳴海議員。

○議員（9 番 鳴海圭矢）

続きまして、このこども誰でも通園制度、このことについてお尋ねをいたします。

先ほど、消滅可能性自治体の話題を出しましたが、人口増というものを本気で考えていくなれば、子育てしやすい環境を整えていくことが何よりもまず最優先にされるべきではないのでしょうか。

国は 2023 年にこども誰でも通園制度の創設を表明しました。この制度は保護者の就労の有無にかかわらず、保育園などを月 10 時間利用できる制度です。2026 年度からの全国の自治体での実施を目指しており、福岡市でも試験的に導入されております。

ところが、この誰でも通園制度を実現する上で、私はまず待機児童の問題をどうするんだろうと考えざるを得ないわけです。

まず最初に、当町の待機児童の現状というのはどうなっているのか。このことについて質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

待機児童の状況でございますが、令和 6 年 4 月 1 日現在、待機児童は 13 人となっております。また、待機児童の定義とは別に、利用可能な園はあるが特定の園を希望される方やきょうだい一緒の園を希望されるなどの理由で入所されない、いわゆる隠れ待機児童の人数は 69 人となっております。

待機児童につきましては、過去 2 年間はゼロでございましたので、3 年ぶりという状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9 番 鳴海圭矢）

待機児童は、過去2年はゼロだったので3年ぶりに待機児童が13人で、隠れ待機児童の人数が69人というふうに今お聞きしました。この待機児童の問題、ちょっと後ほど触れますので、ひとまず先の質問に行きます。

このこども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無に関わらずというのが大きなポイントかなと思います。これまでは仕事をされていない保護者の方については家で見てくださってというのがあったと思うんですけど、就労の有無に関わらず預けることができるとなると、これまでの保育のあり方を大きく変えてしまうのではないかなと思いますが。これが果たして当町で実現できるのか。実現するためには様々なハードルが想定されるわけなんですけれども、担当課として、この制度を実現する上で懸念される点は何なのか、このことについて質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

このこども誰でも通園制度を実施する上で懸念される点は大きく3つあるというふうに考えております。

1つ目は、まずこれが大前提になるわけでございますけれども、子どもの安全が確保されなければならないという点でございます。アレルギーや子ども自身の特性など、子どもを安全にお預かりするために必要な情報を事前にしっかりと把握した上で、事故なく保育することが必要となつてまいります。

2つ目は、この事業を実施する事業者の問題です。先ほど申し上げましたように、現在町では待機児童が発生しております。民間の保育園においては、ほぼ利用定員の子どもの受入れをしていただいております。制度が実施され、この状況が改善されないときに、各園において更なる受入れが可能かという点でございます。2026年度（令和8年度）の保育所入所申込みの状況や保育所や幼稚園がこの制度を実施するかの意向にも左右されると思いますが、定員の問題等により受入れすることが可能かという点が懸念されるところでございます。

3つ目には、保育現場の負担が増えるという点でございます。月10時間という短時間の預かりという点から、1つ目にも申し上げましたように、アレルギーや子ども自身の特性などの把握を確実に行うこと、また、子どもが環境に慣れず、保育士の関わる負担が大きくなることなど、以前にも増して保育士の負担が増えることが想定されます。

想定される点で大きくはこの3点でございますが、保育現場においてはさらに保護者対応等など、様々な懸念要素が想定されるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

ただいま答弁にありました、まず第一に子どもの安全が確保されなくてはならないと。私としても全く同感であります。まずはやっぱり子どもたちの安全第一、これは大変重要な問題です。そして、幾つか——３つ挙げられましたけど、どれも私、本当におっしゃるとおりだなと思います。保育の現場にも負担がかかっていくっていうのも、私は非常にそのとおり、全く私も同じ懸念をしております。

そういった中で、実施要綱の案で示された職員の資格、配置基準は本当に妥当だと言えるのでしょうか。これはちょっと大丈夫かなと懸念されるところなんです。

また、先ほどの子どもの安全が大事だということで答弁ありましたけども、新規の子どもを日替わり短時間で預かるとなれば、先ほどもおっしゃいました現場の負担増や子どものストレスも懸念されると私も思っておりますが、そういった点についてどういうふうに見解を持っていられるでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

実施要綱案で示されました保育士の資格、配置基準につきましては、通常保育において国が示している資格、配置基準と同様となっておりますので、こちらについては妥当であるというふうに考えております。

それから、この制度では園において在園児のほかに短時間で在園児以外の子どもを預かることになります。特に安全面は、先ほど申し上げましたように、最優先事項としての配慮が必要ですので、現状の職員の中で対応することを想定するならば、現場での負担が増えることは間違いのないと思っております。しかしながら、この制度を実施するにあたり、別に保育士の確保ができるのであれば、その負担は軽減されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

今答弁ありましたけれども、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施のあり方に関する検討会の第４回会議、これ２０２３年１２月２５日に行われましたが、そこで決定したこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施のあり方に関する検討会における中間取りまとめについてという中で、２０２４年度の試行的事業実施の留意

事項の中で、試行的事業における人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とすると明記されております。現行の一時預かり事業の基準は一般型においては保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上というふうに定めております。モデル事業、試行的事業を踏まえて、今後こども誰でも通園制度が全ての市町村において本格実施される段階になった際でも、同じように職員配置は一時預かり事業と同じ、すなわち保育士の有資格者は職員の半分でも可となる見通しであるということは、私は疑いないと考えております。職員配置基準だけでなく、設備基準、保育内容も一時預かり事業と同様の基準とされております。

また、こういった点からこども誰でも通園制度で子どもたちの安全が保障されるのかどうかという問題についても、私はちょっと懸念をせざるを得ないんです。ちょっと保育の質が後退してしまうんじゃないかということをちょっと懸念するわけなんです。

先ほど、待機児童のことを質問しましたが、町内の保育需要が近年高まっていて、町がそういった需要に対応できてないんじゃないのかなと思わざるを得ないんです。今後、その保育需要が高まっていく中で、こども誰でも通園制度も当町で実施していくとなると、この2つの問題が先々重なってくる可能性があるんじゃないか。それとこの2つの問題、これ同時に対応できる、できるというのは本当可能なのかということを思うわけなんですけど。この待機児童の問題とこども誰でも通園制度の問題、これ並行して解決できるのか。このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

並行して両立できるのかという御質問でございますが、この新たな制度との両立につきまして、可能であるのではないかというふうに考えております。

理由といたしましては、先ほど待機児童のお話をさせていただきましたけれども、その要因となるべくもので民営化された2園、柳原ぶらす保育園、それから貴船保育園がございますが、この新園舎の建築が、現在の計画では、この制度の本格実施となる2年後、令和8年度には完了する予定となっております。そのため、受入れの人数の状況が現在とは変わってくるのではないかと考えておりますので、見通しとしては、両立は可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

見通しとしては両立は可能ではないかということでしたけれども、私はこの問題解決していく

上では、やっぱり保育士の確保がやっぱり最も重要ではないかなというふうに考えておりますが、町として、保育士の確保のためにどういった取組をされているのか。保育士、今、どういう状態なのか、現状について質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

現状としては、保育士は不足しております。町立保育園では、保育士不足対策として、確保の取組といたしまして、現在ハローワーク、福岡県保育人材総合支援サイトほいく福岡、福岡県福祉人材センター福祉のお仕事に求人情報を掲載いたしております。また、先の6月補正予算で議決いただきました広告料を活用し、求人広告を掲載し保育士の確保を図りたいというふうに考えております。

また、長期的には、職業としての保育士の魅力を発信し続けていくことが重要だと考えております。これまでの中学生の職場体験学習に加え、宇美商業高校のインターンシップの受入れを行い、1人でも多くの学生が保育士という職業に興味を持ってもらい、将来の担い手を確保することにつながっていけばというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

現状、保育士が不足しているということで、やっぱり保育士確保の上で何が重要かというのと、やっぱり私は待遇の問題が大きく関わってくるのではないかなと思います。保育士さんというのは非常にハードなお仕事をされている割には、ちょっともらうお給料が見合っていないんじゃないか、待遇が見合っていないんじゃないかということはもう以前からずっと指摘されております。保育士の処遇改善というのは非常に取り組まなければならないんじゃないかなと思いますが、処遇改善については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

処遇改善につきましては、令和4年2月より国による処遇改善措置が行われ、3%、9,000円程度の給与が引き上げられ、現在も公定価格においてその手当が続いておるところでございます。

また、町立におきましては、保育士に限ったものではございませんが、今年度より会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が始まり、正規職員と同じ4.5か月分の賞与が出ることになっ

ております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

処遇改善されるということですが、それ自体はいいことなんですけど、３％、９、０００円程度っていうのはまだちょっと全然足りないんじゃないかなっていう。されないよりはいいんですけど、もう少しやっぱり処遇改善、ちょっと頑張っていたきたいな、ちょっとまだちょっと足りないんじゃないかなという気がいたします。ここは一步一步、いきなりバーンとその１０％上げるっていうのは現実的な話ではないと思いますので、一步一步処遇改善進めていっていただきたいというふうに思います。

さて、これ２０２６年度までに国はこども誰でも通園制度を全国で実施する考えのようですが、ちょっと残された時間というものを考えた場合に、当町でこの実施できる体制を整えることができるのかっていうことについては、私はどうもちょうと時間が足りないんじゃないかなと強い懸念を示さざるを得ません。これはもう国が言い出したことなんですから、地方自治体の現場にばっかりこういったしわ寄せをするんじゃないくて、国からやっぱりなんか支援をして然るべきではないかなと思います。

担当課として、これ本当に２０２６年までにこれ実施可能なのか、できるのか。もし、困難であれば、国に支援を訴えるなりなんなりするべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

２０２６年度からの本格実施に向けましては、令和５年４月に町内保育施設、幼稚園の園長で組織するうみ園長会が発足をいたしておりますので、そちらとも情報共有をいたしまして、実施に向けて協議してまいりたいというふうに考えております。

また、民間保育所でその体制が整い、実施できればと考えておりますが、民間での委託事業所がなかった場合につきましては、保育所を確保することが課題としてございますが、町立保育園での事業実施は可能ではないかというふうに考えております。特に、原田保育園におきましては、現在、在園児以外の子どもを一時的に預かる一時保育を行っておりますので、そのノウハウと経験が生かせるのではないかというふうに考えております。

しかしながら、保護者との事前面談や予約システムなど、詳細がまだ不透明な部分もございま

すので、町立保育園で仮に実施する場合は1日の利用定員や時間などについて、園長を含め、保育士の意見など現場の声を十分聞き、できるだけ負担軽減を図りながら進めていく必要があるというふうに考えております。

また、今のところ町から国へ何らかの支援などを訴えるという予定はございませんが、糟屋地区の担当者会などもございますので、今後も情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今課長のほうから実施できる見通しがあるということでしたので、私のほうからあまり水をさすようなことは言いたくないんですけども、くれぐれもやっぱり子どもたちの安全にだけは留意していただきたいというふうに思います。

実を言うと、私はこども誰でも通園制度の就労していない保護者でも子どもが預けられるっていう目指す方向自体は決して悪いものではないなというふうに思っているんです。いくら働いていないとはいえ、保護者ももう1日24時間1年中ずっと子育てしていれば、心身ともにまいってくるんじゃないのかなと思うんです。そうって保護者が心身ともにまいってくると、やはり育児にもいい影響を与えないだろうというので、就労していない保護者の方でも子どもを預けるっていうこと自体は、別に私は悪いことではないと思うんですが。しかし、実施要綱案に示された内容で、本当に子どもたちの安全とか心身の健康が保障されるのかという点については、非常に疑問に思うんです。

また、保護者と事業者の直接契約という内容についても、行政の責任が曖昧になるんじゃないのかなという懸念もしております。

こども通園制度、従来の保育事業とは異なるもので、これが保育の質を後退させていくんじゃないか、現場に過重な負担を強いるんじゃないのか、こういった心配は拭えないものであります。4月3日の衆議院、地域・こども・デジタル特別委員会の中で、加藤鮎子こども政策担当相が現行の一時預かり保育とこども誰でも通園制度、これ違いは何なのかと質問を受けた場合に、保護者のために預けるのではなくて、子どもの育ちを応援する、そういう答弁をされたわけです。あくまで子どもの育ちを応援するというこういう見地、こういう目的に立っていると。ところが、しかし実際、今現実動いている方向、様子を見てみると、どうも保護者の都合が優先されて、この肝心の子どもたちの立場がないがしろにされているんじゃないかなという危惧を抱かざるを得ないわけなんです。

やはり公的保育の充実こそがこの誰でも通園制度の土台となるべきではないかというふうに考えております。

職員の処遇改善と配置基準の改正を訴えまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

9番、鳴海議員の一般質問を終わります。

日程第2．閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任することに決定しました。

○議長（古賀ひろ子）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年6月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時22分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月27日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 黒 川 悟

署名議員 入 江 政 行